

随意契約理由書

件名	名谷ポンプ場非常用発電設備点検整備
契約の相手方	シンフォニアエンジニアリング株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務は、非常用発電設備の性能を維持するとともに、故障等を未然に防止することを目的とする点検整備業務である。本業務は、機器の内部点検、調整、部品交換整備を行うため、製造業者しか知りえない機器内部の知識、専門技術の詳細を熟知している必要があり、他社では設備の性能、品質を確保・保証することは不可能である。 本設備の製造業者であるシンフォニアテクノロジー株式会社は、自社製作設備の点検整備等の保守サービス業務については自社で事業を実施しておらず、神戸市内においては、唯一の専任代理店である標記業者に業務移管をして業務をさせることとしている。 以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは標記業者以外ないため、標記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 341-8994)